FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2016年12月23日
No. 74

昨年に引き続き　　大宮支社で6件目の違反！

36協定違反が発覚!

昨年のさいたま運転区おける日の超勤が 8 時間を超える事象に引き続き、川越車両センターにおいても同様に 8 時間を超える超勤が発生してしまいました。大宮支社管内では今回の件で 6 件目です。度重なる労働基準法違反を見過ごすことはできません！

川越車両センターで発覚した 36 協定違反の経緯

９月２９日
埼京線ダイヤ乱れが朝から続き運用整理を行う。
昼食や夕食も満足に取れない（休憩超勤が発生）
９月３０日
０時過ぎに仕業検査切れが発覚し、対応を行う。
深徹で作業をして、10 時頃退勤する。

超勤の合計が 8 時間を超えてしまう！

昨年さいたま運転区で過度なマイプロ・委員会活動により、日の 8 時間超えの３６協定違反が発覚した際の団交で地本の「社員への周知が不十分で違反の内容が伝わっていない」という指摘に対し、大宮支社は「労働時間管理は管理者が行う、社員周知は現場長判断で行う」として対立しました。

今回の事象は昨年の団交で指摘した通り、労働時間管理ができず、またしても日の 8 時間超えの３６協定違反が発生してしまいました。

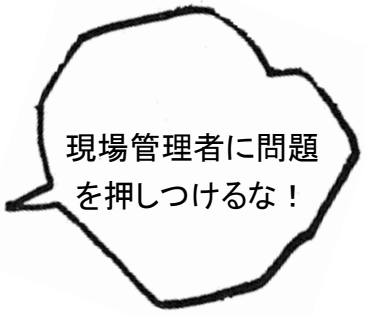

川越車両センター分会で職場集会を開催！

緊急にもかかわらず３１名の仲間が結集！

12 月 22 日、31 名の仲間が結集して職場集会を開催しました。11 月 28 日に３６協定違反があったことが発覚してから、関係者と議論を行ってきたこと、今回発生した日の８時間超えの問題について経過と問題点について明らかにしました。個人の問題ではないこと、労働時間管理・G 一体施策の問題であること、支部・地本と連携して二度と３６違反を発生させない職場にしていくことを確認しました。

36 協定違反の根絶に全力で取り組みます！